

山川公民館

R8.4.1 料金改正 (単位: 円)

区分	現行 (区分料金)		新 使 用 料 (区分料金)				
	時間区分	使用料	時間区分	1時間 当たり	時間区分	区分 使用料	使用料 計算式
調理実習室	午前9時～正午	880	午前9時～午後5時 A	600	午前9時～正午	1,800	A×3
	正午～午後5時	1,300			午後1時～午後5時	2,400	A×4
	午後5時～午後10時	1,650	午後5時～午後10時 B	900	午後6時～午後10時	3,600	B×4
	午前9時～午後10時	3,300			(終日)午前9時～午後10時	9,300	A×8+B×5
研修室1	午前9時～正午	880	午前9時～午後5時 C	440	午前9時～正午	1,320	C×3
	正午～午後5時	1,300			午後1時～午後5時	1,760	C×4
	午後5時～午後10時	1,650	午後5時～午後10時 D	660	午後6時～午後10時	2,640	D×4
	午前9時～午後10時	3,300			(終日)午前9時～午後10時	6,820	C×8+D×5
研修室2	午前9時～正午	880	午前9時～午後5時 E	420	午前9時～正午	1,260	E×3
	正午～午後5時	1,300			午後1時～午後5時	1,680	E×4
	午後5時～午後10時	1,650	午後5時～午後10時 F	630	午後6時～午後10時	2,520	F×4
	午前9時～午後10時	3,300			(終日)午前9時～午後10時	6,510	E×8+F×5
研修室3	午前9時～正午	550	午前9時～午後5時 G	360	午前9時～正午	1,080	G×3
	正午～午後5時	880			午後1時～午後5時	1,440	G×4
	午後5時～午後10時	1,100	午後5時～午後10時 H	540	午後6時～午後10時	2,160	H×4
	午前9時～午後10時	2,200			(終日)午前9時～午後10時	5,580	G×8+H×5
研修室4	午前9時～正午	330	午前9時～午後5時 I	260	午前9時～正午	780	I×3
	正午～午後5時	550			午後1時～午後5時	1,040	I×4
	午後5時～午後10時	880	午後5時～午後10時 J	390	午後6時～午後10時	1,560	J×4
	午前9時～午後10時	1,760			(終日)午前9時～午後10時	4,030	I×8+J×5
ホール	午前9時～正午	2,200	午前9時～午後5時 K	1,200	午前9時～正午	3,600	K×3
	正午～午後5時	2,640			午後1時～午後5時	4,800	K×4
	午後5時～午後10時	3,300	午後5時～午後10時 L	1,800	午後6時～午後10時	7,200	L×4
	午前9時～午後10時	6,600			(終日)午前9時～午後10時	18,600	K×8+L×5

*1 「市内」の団体等による「土日祝日」の使用料は、「同表の区分使用料 × 1.2」。

*2 「市外」の団体等の使用料は、「同表の区分使用料 × 1.5」。

*3 「市外」の団体等による「土日祝日」の使用料は、「同表の区分使用料 × 1.2 × 1.5」。

*4 「入場料徴収」の団体等の使用料は、「同表の区分使用料 × 2.0」。

*5 「入場料徴収」の団体等による「土日祝日」の使用料は、「同表の区分使用料 × 1.2 × 2.0」。

* 「冷暖房を使用」する場合は、「上記*1～5の使用料 × 1.5」。

* 「市内」の使用料は、市内に住所を有する者、通学・通勤等のため市の区域に滞在する者、市内に存する事業所又は各種団体（構成員の半数以上を市民で占める団体に限る。）が利用する場合に、「市外」の使用料は、それ以外の者が利用する場合に適用する。

* 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。使用時間が1時間未満の場合は、これを1時間として計算するものとする。

* 時間区分を延長する場合、もしくは終日利用する場合は、正午～午後1時(使用料は午前9時～正午の1時間当たりの金額)、午後5時～午後6時(使用料は午後6時～午後10時当たりの金額)の利用も可能。